

障がい者の民間賃貸住居における居住支援

必要な手続き、審査等

1 入居前

(1) お問い合わせ

本法人又は宅建業者協会所属の宅建業者のいずれかにお問い合わせください。

(2) 支援対象の可否審査

収入、支出、預貯金の状況を教えていただき、本法人にて総合的に判断いたします。

(3) お部屋探し

本法人で支援の対象と判断された場合、宅建業者は民間賃貸住宅への入居に向けた支援を開始します。

(4) 入居先の決定

宅建業者が家賃債務保証会社に保証審査を依頼します。

その後、本法人で見守り支援の手続きを行います（必須）。

2 入居後

(1) 見守り支援（電話及び自宅訪問）

ア 電話回数：1週間に1回

イ 自宅訪問：1か月に1回

(2) 料金

詳細は本法人にお問い合わせください。

3 支援の対象

次のすべてに該当する方

(1) 障害者手帳を所持していること。

(2) 障がいのあることが要因となり、民間賃貸住宅への入居に困っていること。

(3) 安定した現金収入又は預貯金等があり、継続して家賃等を支払えること。

(4) 海老名市への税金等の滞納がないことを証明できること。

(5) 入居後の見守り支援に同意すること。

(6) 自分で日常生活に必要なことをしたり、家族、ヘルパー等の支援を受けたりすることで、安定した日常生活を送ることができること。

(7) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないことを誓約できること。

(8) 原則、65歳未満であること。